

第1章 基本構想の概要

1-1 背景と目的

1-1-1 背景

わが国では、かつて経験したことがない急速な勢いで少子・高齢化が進んでおり、高齢者が自立した社会生活ができることや、また子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる社会環境づくりが急務となっています。

また、ノーマライゼーションの理念のもとに、高齢者、障害者等を含む全ての市民が自らの能力を活かして自由に移動し、いろいろな場面に社会参加でき、相互に支えあって、自立した社会生活のできる、いきいきと暮らせるまちづくりが求められています。

このような背景のもと、不特定多数の人や、主に高齢者や身体障害者等が使う建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「ハートビル法」とする。）」が平成6年に制定されました。

平成12年には、公共交通機関と駅などを中心とした地区のバリアフリー化を図るため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」とする。）」が制定されました。

さらに、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」とする。）」が平成18年6月に交付、同年12月に施行されました。

1-1-2 目的

本市では、交通バリアフリー法に基づき、目標年次を平成22年度末とする「高槻市交通バリアフリー基本構想（平成15年5月）」（以下「旧基本構想」とする。）を策定し、3つの重点整備地区を中心にバリアフリー整備を進めてきましたが、基本構想の目標年次を迎えたこと、また多様化する市民ニーズに応えるため、バリアフリー新法の趣旨を反映した「高槻市バリアフリー基本構想（以下「本基本構想」とする。）」を策定することとなりました。

本基本構想に基づき、高齢者・障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共交通機関・道路・建築物等の一体的な整備を推進し、誰もが安全にかつ安心してまちを移動し、施設が利用できるバリアフリー化された都市の実現を目指していきます。

1 - 2 バリアフリー新法の概要

バリアフリー新法では、ハートビル法と交通バリアフリー法で既に定められている内容に加え、新たな内容が盛り込まれました。

表 1 - 1 バリアフリー新法より拡充された事項

対象者の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害など、全ての障害者を対象とします。
対象施設の拡充	<ul style="list-style-type: none"> これまでの道路及び交通機関に、建築物、路外駐車場、都市公園、福祉タクシーを追加します。
対象エリアの拡充	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化を重点的、一体的に進める対象エリアを旅客施設の含まれない地域まで拡充します。
策定の際の住民などの参加	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想策定時の協議会制度を法定化します。 市民などからの基本構想の作成提案制度を創設します。
ソフト施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」の考え方を導入します。 国民一人ひとりの「心のバリアフリー」を促進します。

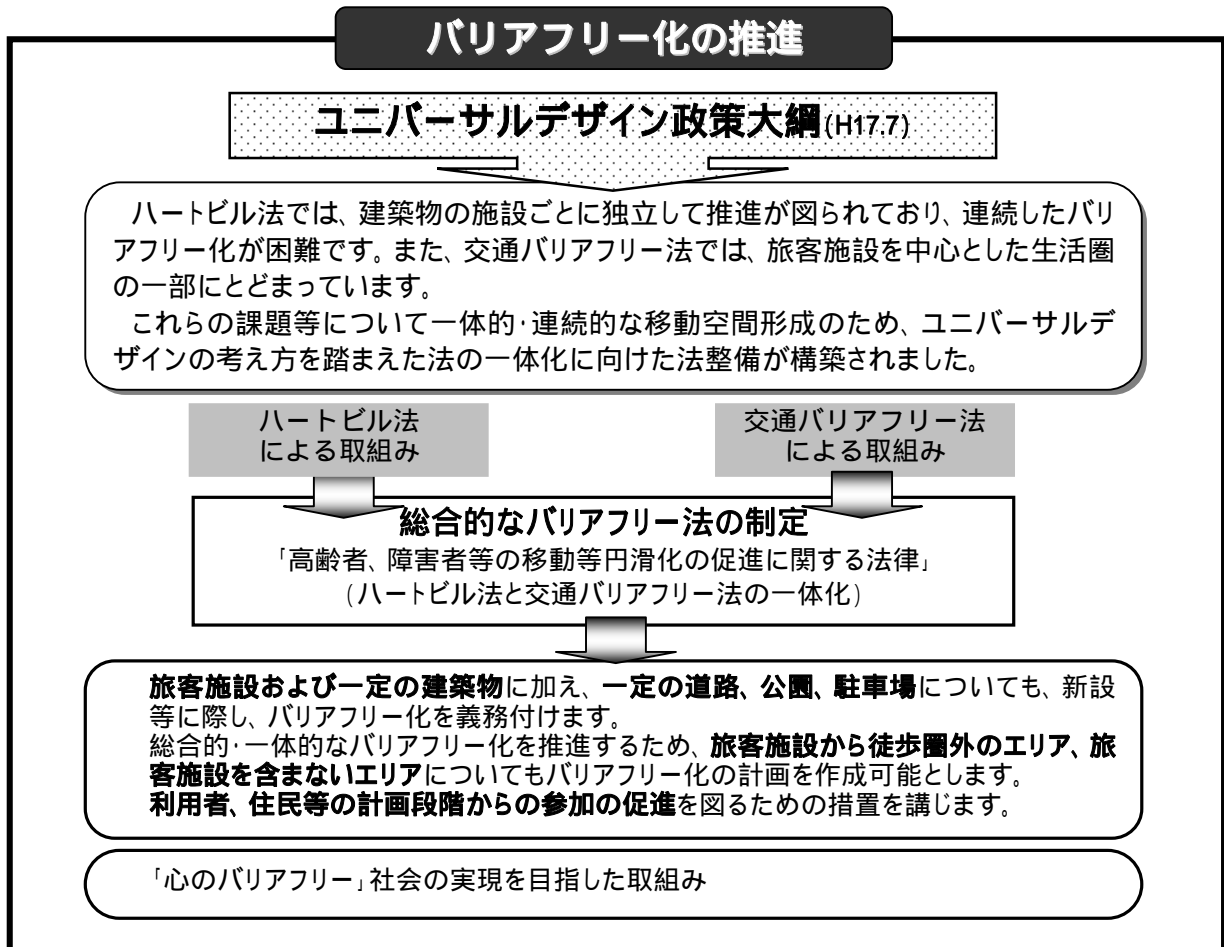
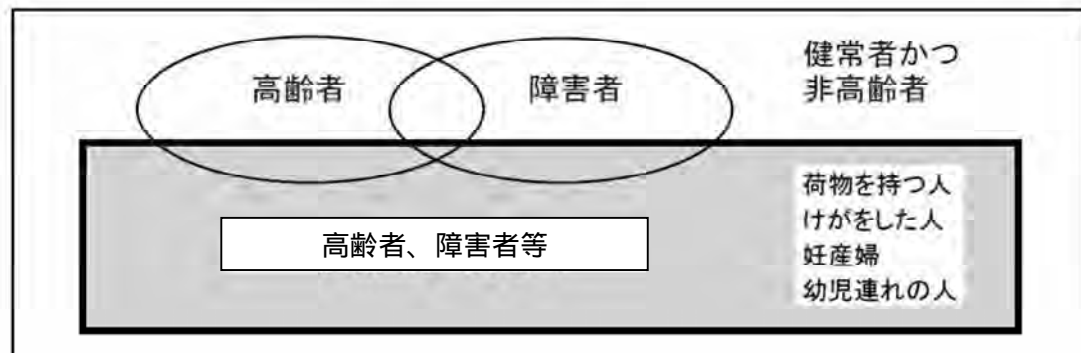


図 1 - 1 バリアフリー新法の概要

参考：「高齢者、障害者等」の定義と配慮すべき特徴

高齢者、障害者等とは、高齢者や障害者よりは広い枠組みで捉えた、交通行動上、人の介助や機器を必要としたり、さまざまな移動の場面で困難を伴ったり、安全な移動が困難であったり、身体的苦痛を伴う等の制約を受ける人々を指します。



(*出典:三星昭宏氏作成図をもとに加筆)

図1-2 「高齢者、障害者等」のイメージ

1-3 策定の方針

本基本構想では、バリアフリー新法並びに関連法令等に基づき、「高槻市総合戦略プラン(第5次高槻市総合計画:2011~2020)」、「高槻市都市計画マスタープラン」等の上位・関連計画との整合を図り、「大阪府福祉のまちづくり条例」を踏まえ策定しています。

策定にあたっては「高槻市バリアフリー基本構想策定委員会」を設置し、学識経験者、交通事業者、道路管理者、高齢者団体代表、障害者団体代表、商業団体代表、市民等多くの関係者の参画により検討を進めています。また、アンケートやワークショップ、現地調査、パブリックコメント等を実施し、高齢者、障害者等を含めた幅広い市民の意向を踏まえるよう努めています。

高槻市総合戦略プランでは、将来の都市像の中で「ともに支えあう安全・安心のまち」として、すべての市民が生きがいを持って、自分らしく生き生きと安心して自立した生活を送り、多様な働き方、生き方を尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会を形成し、差別・偏見等のない住みよいまちとすることを目指しており、また「地域に元気があって市民が誇れるまち」として、市民と行政が役割分担を認識し、共通の目標達成に向け、それぞれ主体性を持ちながら協力してまちづくりを進めていくことを目標としています。本基本構想は、高槻市総合戦略プランの都市像と合致したものであり、「高槻市障害者長期計画」や「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「高槻市地域福祉計画」等が掲げる基盤整備の具体的な構想となります。

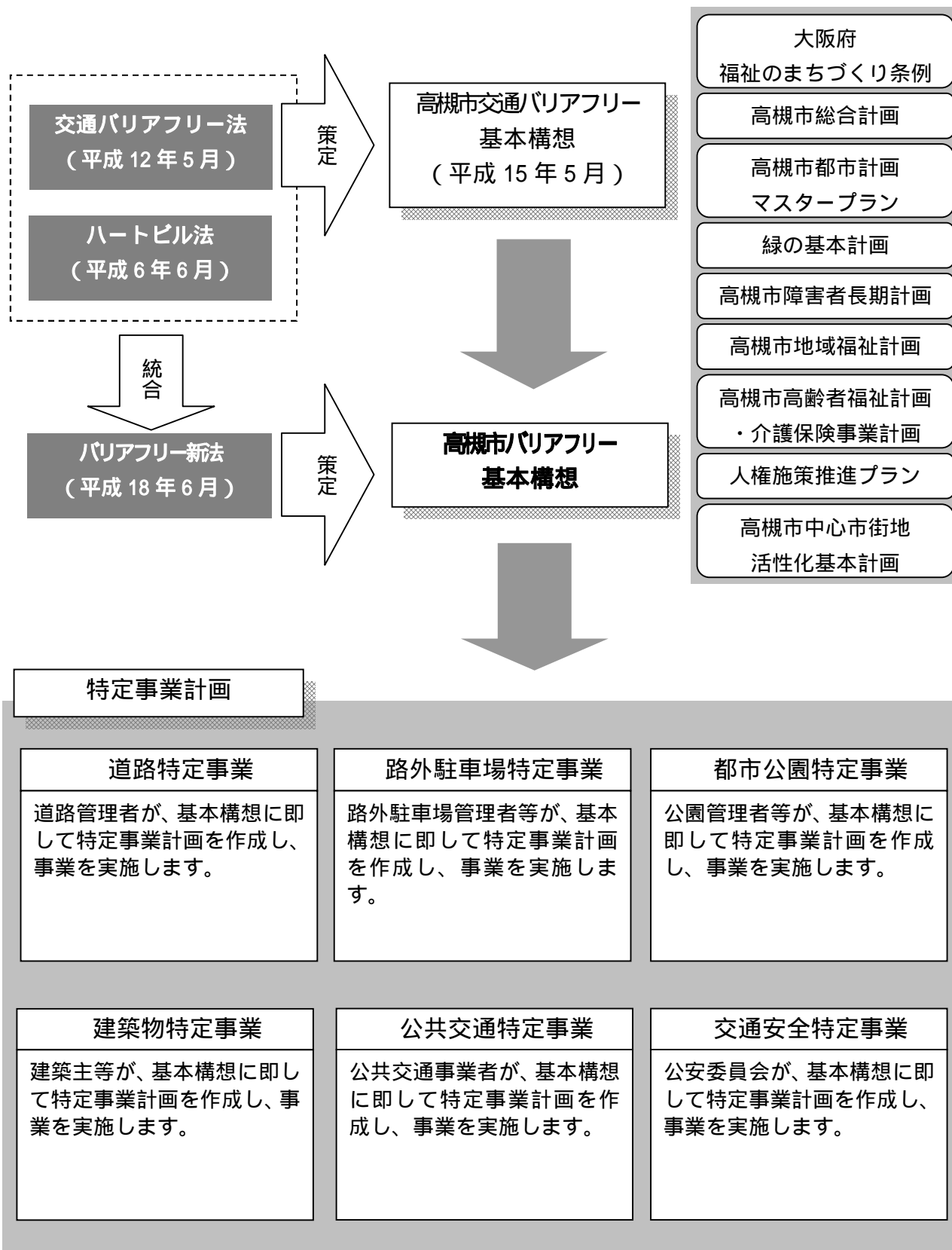


図 1 - 3 基本構想の位置付け

1 - 4 構成

本基本構想は、全7章となっています。第1章で「基本構想の概要」、第2章で「高槻市の現況」、第3章で「バリアフリーに関する現況と課題」としてアンケートやワークショップ等の結果や、バリアフリーの取組み状況をまとめています。これらの内容を踏まえて、第4章で「バリアフリーの基本理念と方向性」を示し、この方向性を受けて、第5章ではハード面として「バリアフリーの整備方針」を、第6章ではソフト面として「心のバリアフリーへの取組み」をまとめています。最後に第7章で「今後の取組みの方向性」を示しています。

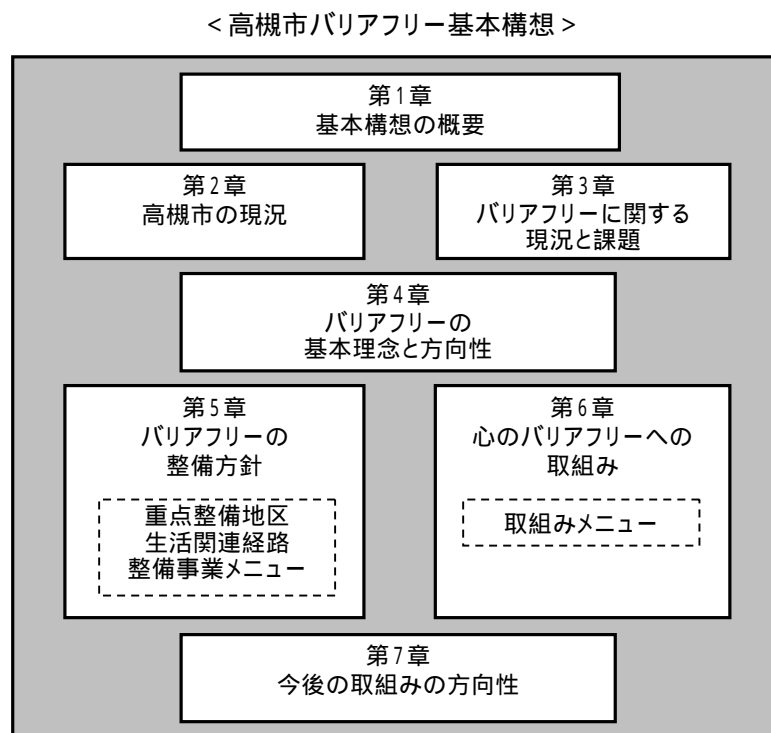


図1 - 4 基本構想の構成

1 - 5 整備目標年次

目標年次については、総合戦略プラン（第5次総合計画）や都市計画マスタープランとの整合を図り、目標年次を平成32年度（2020年度）とし、必要に応じ5年で見直しを行っていくものとします。



図1 - 5 整備目標年次